

宝石もしくは装飾用に供される物質の
定義および命名法

2020年12月改訂

目次

第1章 分類および定義

1-1 分類	3
1-2 定義	3
1-2-1 天然石	3
1-2-2 人工生産物	4
1-2-2-1 合成石	4
1-2-2-2 人造石	4
1-2-2-3 模造石	4

第2章 命名法

2-1 表記	
2-1-1 天然石	5
2-1-2 合成石	5
2-1-3 人造石	5
2-1-4 模造石	5
2-2 呼称に関する規定	
2-2-1 色名の表記	6
2-2-2 特殊な光学効果に関する表記	6
2-2-3 呼称の誤用	6

主な宝石の表記	7
---------------	---

宝石もしくは装飾用に供される物質の定義および命名法

第 1 章 分類および定義

1-1 分類

装飾用に供される物質（真珠は別に定める規定による）は生成起源により以下のように分類される。

- ① 天然石
- ② 人工生産物
 - ②-1 合成石
 - ②-2 人造石
 - ②-3 模造石

ただし、〈宝石〉はこれらの中で天然石のみを指す用語とし、合成石、人造石、模造石などの人工生産物には用いられない。

1-2 定義

1-2-1 天然石

天然石とは、人的手段を介さずに自然界で生成された宝石物質（鉱物、岩石および有機物）をいう。ただし、天然宝石には、生成後に、色・外観に人的手段がなされたものも含まれる。

天然石に行われている処理

- | | |
|------------|------------------|
| ① 加熱 | ⑦ 着色（染色を含む） |
| ② 含浸 | ⑧ 充填 |
| ③ ワックス | ⑨ コーティング |
| ④ 放射線照射 | ⑩ レーザードリリング |
| ⑤ 拡散（化学処理） | ⑪ 高温高压（HPHT）プロセス |
| ⑥ 漂白 | ⑫ その他（上記以外） |

1-2-2 人工生産物

人工生産物とは、人の手により、全てもしくは一部が生成された物質をいう。

1-2-2-1 合成石

同種の天然石とほとんどあるいは全く同一の化学特性、物理特性、内部構造を有する、一部あるいは全体を人工的に生産した物質をいう。

- ① 合成ダイヤモンド
- ② 合成ルビー／サファイア
- ③ 合成エメラルド
- ④ 合成アレキサンドライト
- ⑤ 合成モアッサナイト など

1-2-2-2 人造石

天然には対応物が存在しないが、一定の化学特性、物理特性、内部構造を有し、人工的に生産した物質をいう。

- ① 人造キュービック・ジルコニア
- ② 人造 YAG (イットリウム・アルミニウム・ガーネット)
- ③ 人造 GGG (ガドリニウム・ガリウム・ガーネット) など

1-2-2-3 模造石

天然石あるいは合成石の色、外観、質感を模倣したもので、その化学特性、物理特性、内部構造が対応物のそれと、一部あるいはすべて異なるものをいう。

- ① ガラス
- ② プラスチック
- ③ セラミック
- ④ 張合わせ
- ⑤ 再生・プレス製品 など

第2章 命名法

2-1 表記

1-1 で定める分類に基づき、以下のような表記を行なう。

2-1-1 天然石

鉱物名 (Group/Species)→ p.7 主な宝石の表記参照

すべて〈天然〉の接頭語を冠する。

宝石名 (Variety)→ p.7 主な宝石の表記参照

すべて〈天然〉の接頭語を冠しない。

カラーバラエティーの付加は任意とする。

処理

処理内容を知りうる範囲内で明記する。

2-1-2 合成石

1-2-2-1 で定める合成石には〈合成〉の接頭語を必ず冠する。

合成以外の天然石と誤認されるような接頭語は、いずれの場合でも使用してはならない。

2-1-3 人造石

1-2-2-2 で定める人造石には〈人造〉の接頭語を必ず冠する。

2-1-4 模造石

1-2-2-3 で定める模造石の場合、〈模造石〉と表記する。

ただし、素材が同定できる場合には、素材名を付記しても良い。

また、張合わせ石については、〈ダブルレット〉あるいは〈トリプレット〉の表記を用いても良い。

2-2 呼称に関する規定

2-2-1 色名の表記

天然石、合成石および人造石の呼称に、色名を冠することは任意とする。

2-2-2 特殊な光学効果に関する表記

次のような特殊な光学効果を有する天然石、合成石および人造石はその効果名と共に、各々の石名を必ず表記せねばならない。

① アステリズム（スター効果、星彩効果）

アステリズムを示す場合、石名に〈スター〉の接頭語を冠して表記する。

② シャトヤンシー（キャッツ・アイ効果、変彩効果）

シャトヤンシーを示す場合、石名に〈キャッツ・アイ〉の接尾語を付けて表記する。

③ カラー・チェンジ（変色性）

変色性を示す場合、石名に〈カラーチェンジ・タイプ〉の接尾語を付記する。

クリソベリルの中で変色性を示す種類のみがアレキサンドライトと命名される。

④ アベンチュレッセンス（アベンチュリン効果）

アベンチュレッセンスを示す種類には、石名に〈アベンチュリン〉の接頭語が冠されることがある。

2-2-3 呼称の誤用

各々の石名については、別に定める正しい呼称を使用しなければならない。

全く性質の異なる宝石名を併記した誤称、あるいは製造メーカーにより意匠登録された商業名などで表記してはならない。